

平成 23 年度税制改正の主要項目

平成 23 年 11 月 30 日成立

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保
に係る地方税の臨時特例に関する法律
について

及川会計事務所
税理士 及川小四郎

I. 所得税関係

1. 給与所得控除

- (1) 給与所得控除の上限の設定
平成 24 年度改正へ持ち越し
- (2) 役員給与等に係る給与所得控除の制限
削除

2. 特定役員退職手当等の退職所得控除の制限

平成 24 年度改正へ持ち越し

3. 扶養控除の見直し

削除

4. 減価償却制度の見直し

Ⅱ. 法人税関係 - 2. を参照

5. 当初申告要件等の緩和

当初申告の確定申告書に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度について、次のとおり見直されます。

- (1) 給与所得者の特定支出の控除制度、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例制度、変動所得・臨時所得の平均課税制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨の記載があり、かつ、一定事項を記載した書類の添付がある場合について適用を受けることができることとされます。

(2) 純損失の繰越控除・雑損失の繰越控除制度について、確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合について適用を受けることができることとされます。

(3) 外国税額控除制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとされます。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とされます。

6. 復興特別所得税

東日本大震災からの復興を図ることを目的として集中的に実施する施策のために必要な財源を確保するための臨時的な税制措置。

(1) 平成 25 年から平成 49 年までの間

(2) 復興特別所得税＝基準所得税額×2.1%

II. 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から

| | 基本税率 | 年 800 万円以下の部分 |
|-----------------------------|-------|---------------|
| 普通法人 | 25.5% | — |
| 中小法人、一般社団法人等、人格のない社団等 | 25.5% | 15% |
| 公益法人等、協同組合等（単体）、特定の医療法人（単体） | 19% | 15% |
| 協同組合等（連結）、特定の医療法人（連結） | 20% | 16% |
| 特定の協同組合等の特例税率（年 10 億円超） | 22% | — |

（改正前）

| | 基本税率 | 年 800 万円以下の部分 |
|-----------------------------|------|---------------|
| 普通法人 | 30% | — |
| 中小法人、一般社団法人等、人格のない社団等 | 30% | 18% |
| 公益法人等、協同組合等（単体）、特定の医療法人（単体） | 22% | 18% |
| 協同組合等（連結）、特定の医療法人（連結） | 23% | 19% |
| 特定の協同組合等の特例税率（年 10 億円超） | 26% | — |

2. 減価償却制度の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後取得分から定率法の償却率を定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2. 0 倍した率となります。

（現行は 2. 5 倍した率）

※これに伴い改訂償却率、保証率も見直されます。

3. 欠損金の繰越控除制度の見直し

（1）繰越控除額の制限

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、次に掲げる法人（以下「中小法人等」という。）を除き、青色欠損金の繰越控除制度、災害損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除額は、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の 100 分の 80 相当額が限度となります。

- ① 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（資本金の額が 5 億円以上の法人による完全支配関係がある法人等を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除く。）
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等

（2）繰越期間の延長

平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について、青色欠損金の繰越期間、災害損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が 9 年（現行 7 年）に延長となります。

これに伴い、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件となり、9 年間、帳簿の保存が必要となります。

（3）債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度適用を受ける場合の

制限

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合には、青色欠損金額等のうち一定の金額をないものとされます。

4. 貸倒引当金の制限

(1) 適用法人の制限

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、貸倒引当金は、適用法人を次の法人に限定した上で、③の法人については、その法人が有する金銭債権のうち特定の金銭債権以外のものを貸倒引当金の対象債権から除外することとされます。

①中小法人等

②銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

③売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等（上記①又は②に該当する法人を除く。）

(2) 経過措置

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については現行の規定による繰入限度額の 4 分の 3、同年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については現行の規定による繰入限度額の 4 分の 2、同年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については現行の規定による繰入限度額の 4 分の 1 までの繰入れができる等の経過措置が講ぜられます。

5. 当初申告要件等の緩和

平成 23 年 4 月 1 日以後に提出期限が到来する確定申告書等から、当初申告

の確定申告書に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度について、次のとおり見直されます。

(1) 受取配当等の益金不算入制度、外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度、国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入制度、所得税額控除制度並びに外国税額控除制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとされます。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とされます。

(2) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとされます。

(3) 協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度について、当初申告における損金算入に関する明細の記載要件を廃止されます。

6. 復興特別法人税

(1) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

(2) 復興特別法人税 = 基準法人税額 × 10%

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 基礎控除額の縮減

削除

2. 死亡保険金に係る非課税限度額の制限

削除

3. 相続税の税率の見直し

削除

4. 未成年者控除額の拡大

削除

5. 障害者控除額の拡大

削除

6. 暦年課税の贈与税の税率の見直し

削除

7. 相続時精算課税の要件の緩和

削除

8. 当初申告要件等の緩和

平成 23 年 4 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税から、当初申告の相続税又は贈与税の申告書に当該制度の適用を受ける旨の記載をした場合に限り適用を受けることができる次の制度について、これらの申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨その他の事項を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとされます。

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減
- (2) 贈与税の配偶者控除

9. 贈与税の更正の請求期間等の延長

- (1) 贈与税の更正の請求の延長
 - (改正前) 1年
 - (改正後) 6年

IV. 更正・更正の請求の期間

1. 更正の請求期間の延長

平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として 5 年に延長されました。

なお、平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求の請求期限は従来どおり法定申告期限から 1 年です。

※ 更正の請求期間を過ぎた課税期間について

平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、税務署が調査によりその内容の検討をして、減額の更正を行います。

所得税・・・法定申告期限から 3 年以内

法人税・・・法定申告期限から 5 年以内（原則）

相続税・・・法定申告期限から 3 年以内

贈与税・・・法定申告期限から 6 年以内

消費税・・・法定申告期限から 3 年以内

2. 更正の請求の範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求（又は修正申告書）の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

また、控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求（又は修正申告書）の提出により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

3. 増額更正ができる期間の延長

平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、増額更正をすることができる期間が、改正前は 3 年のものについて 5 年に延長されました。

V. 個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例（復興増税）

- (1) 平成 26 年度から平成 35 年度
- (2) 個人道府県民税均等割 +500 円
- (3) 個人市町村民税均等割 +500 円

及川会計事務所

及川小四郎会計事務所

宮城県仙台市青葉区上杉 3 丁目 3-21
上杉 NS ビル 4A

TEL : 022-397-9841 FAX : 022-397-9842
URL : <http://oikawakaikei.web.fc2.com/>

